



指定(介護予防)訪問看護運営規程

第1条 事業の目的

株式会社ケアソルが開設するゆいナースステーション(以下「事業所」という)が行う指定(介護予防)訪問看護事業(以下「事業」という)の適正な運営を確保するために、人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の保健師・看護師・准看護師(以下「看護師等」という)が病気やけが等により家庭において継続して療養を受ける状態にあり、かつ主治医が指定(介護予防)訪問看護(以下「訪問看護」という)の必要を認めた要介護者(要支援者)に対し、適正な(介護予防)訪問看護を提供することを目的とする。

第2条 運営方針

- 1 事業所の看護師等は、要介護者(要支援者)の心身の状況を踏まえて、全体的な日常生活動作の維持、回復を図るとともに生活の質の確保を重視した在宅療養が継続できるよう支援する。
- 2 事業の実施にあたっては、関係市町村、地域包括支援センター、地域の保険・医療・福祉サービスとの連携を図り、統合的なサービス提供に努めるものとする。
- 3 事業所は事業の運営にあたっては、主治医の訪問看護指示書(以下「指示書」という)及び、(介護予防)居宅サービス計画書に基づく(介護予防)訪問看護計画書により適切な(介護予防)訪問看護を行う。
- 4 事業所は、(介護予防)訪問看護を提供するにあたっては、事業所の保健師・看護師・准看護師により行い、訪問リハビリテーションについては、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士により行うとし、第三者の委託によって行ってはならない。

第3条 事業所の名称

事業を行う事業所の名称及び所在地は次のとおりとする。

名称	ゆいナースステーション
所在地	相模原市南区麻溝台 6-13-11 アルファメゾン 101

第4条 職員の職種・員数及び職務内容

事業所に勤務する職員の職種・員数及び職務内容は次のとおりとする。

①管理者 1名 (常勤兼務) (介護予防)訪問看護師と兼務	管理者は、事業所従事者の管理及び業務の管理を一元的に行うものとする。但し、管理上支障がなければ、(介護予防)訪問看護を行うことができるものとする。
----------------------------------	---------------------------------------------------------------------------

②(介護予防)訪問看護師 4 名 (常勤 1 名・常勤兼務 1 名・非常勤専従 2 名)	(介護予防)訪問看護師は、(介護予防)訪問看護計画書及び(介護予防)訪問看護報告書を作成し、(介護予防)訪問看護を提供する。
-------------------------------------------------	----------------------------------------------------------------

第5条 営業日及び営業時間、サービス提供日及びサービス提供時間

事業所の営業日及び営業時間は次のとおりとする。

①営業日 (サービス提供日)	月曜日～金曜日までとする(祝日は休業とする) 但し、12月29日～1月3日を除く
①営業日 (サービス提供時間)	8:30～17:30
③サービス提供日	月曜日～金曜日とする。
④常時24時間、利用者やその家族からの電話等による連絡体制を整備する。	

第6条 利用時間及び利用回数

利用時間及び利用回数についての定めは以下のとおりとする。

(介護予防)居宅サービス計画書に基づく(介護予防)訪問看護の利用時間及び利用回数は、当該計画に定めるものとする。但し、医療保険適用となる場合を除く。

*介護保険の被保険者でも以下に挙げる疾病等に該当するときは医療保険が適用される。

①末期悪性腫瘍を含む厚生労働大臣が定める疾病等の利用者 (末期の悪性腫瘍／多発性硬化症／重症筋無力症／スモン／筋萎縮性側索硬化症／脊髄小脳変性症／ハンチントン病／進行性筋ジストロフィー症／パーキンソン病関連疾患(進行性核上性麻痺、大脳皮質基底核変性症及びパーキンソン病(ホーエン・ヤールの重症度分類がステージ 3 以上であって、生活機能障害度がⅡ度又はⅢ度のものに限る)／多系統萎縮症(線条体黒質変性症、オリーブ矯小脳萎縮症 及びシャイ・ドレーガー症候群／プリオニン病／亜急性硬化性全脳炎／ライソーゾーム病／副腎白質ジストロフィー／脊髄性筋委縮症／球脊髄性筋委縮症／慢性炎症性脱髓性多発神経炎／後天性免疫不全症候群／頸髄損傷／人工呼吸器を使用している状態)
②急性憎悪による特別指示書 を交付された利用者

第7条 サービスの提供方法・内容及び利用料金等

1 指定(介護予防)訪問看護の提供方法は次のとおりとする。

①(介護予防)訪問看護の利用者がかかりつけの医師に申し込み、医師が交付した訪問看護の指示書及び(介護予防)居宅サービス計画書に基づいて、(介護予防)訪問看護計画を作成し、(介護予防)訪問看護を実施する。
②利用希望者又は家族、担当する介護支援専門員からステーションに申し込みがあった場合は、主治医に指示書の交付を受けるよう案内する。
③利用希望者に主治医がない場合は、ステーションが医療機関の情報を提供するなどの協力をするか、地域医師会又は市区町村の担当部署に主治医の選定を依頼する。

2 内容については次のとおりとする。

- | | |
|-----------------|-------------------|
| ①病状・障害の観察 | ⑧カテーテルの管理 |
| ②清拭・洗髪等による清潔の保持 | ⑨その他医師の指示による医療処置 |
| ③食事及び排泄等日常生活の世話 | ⑩日常生活の自立(セルフケア)支援 |
| ④床ずれの予防・処置 | ⑪傾聴等の心理的ケア |
| ⑤リハビリテーション | ⑫服薬の確認、管理 |
| ⑥ターミナルケア | ⑬社会資源活用への支援 |
| ⑦療養生活や介護方法の指導 | |

3 利用料については次のとおりとする。

- | |
|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| ①指定(介護予防)訪問看護を提供した場合の利用の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、当該指定(介護予防)訪問看護が法定代理受領サービスであるときは、負担割合証に記載の負担割合の額とする。詳細は別紙1「料金表 介護保険適用」のとおりとする。 |
| ②事業所は利用料の請求にあたり明細を記載した請求書を発行するものとし、利用料の受領を行った場合は、明細を記載した領収書を発行するものとする。 |
| ③その他の費用については、通常の事業実施地域外への(介護予防)訪問看護サービス等に要した交通費は、実施地域を越えた地点から一律 100 円／回を徴収する。
死後の処置、長時間看護等の詳細については別紙2「料金表 自費サービス」のとおりとする。
但し、その他の費用を徴収する場合利用者に対して事前に費用の説明と同意を得るものとする。 |

第8条 緊急時における対応法

- 1 看護師等は(介護予防)訪問看護を実施中に、利用者の病状の急変、その他緊急事態が生じた時は、速やかに主治医に連絡し、適切な処置を行うこととする。
- 2 看護師等はしかるべき処置をした場合は、速やかに管理者及び主治医に報告しなければならない。

第9条 事故発生時における対応

- 1 事業所はサービス提供に際し、利用者に事故が発生した場合には、速やかに区市町村、介護支援専門員、利用者の家族等に連絡をするとともに、必要な措置を講じる。事故及び事故に際して採った処置について記録する。
- 2 利用者に賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行う。

第10条 秘密保持

従業者は正当な理由がある場合を除き、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。退職後も同様とする。

第11条 相談・苦情対応

事業所は利用者からの相談、苦情等に対する窓口を設置し、指定(介護予防)訪問サービス等に関する利用者の要望、苦情等に対し迅速に対応する。

第12条 通常の事業実施地域

通常の事業の実施地域は相模原市南区、中央区、座間市全域とする。但し、実施区域外についても相談に応じることとする。

第13条 その他運営に関する重要事項

- 1 訪問看護ステーションに従事する者は、社会的使命を十分認識し、従業員の質的向上を図るための研修・研究の機会を次のとおり設けるものとし、また業務体制を整備する。
 - ①採用時研修:採用後1ヶ月以内
 - ②継続研修:年4回程度
- 2 事業所の運営にあたり、(介護予防)訪問看護業務以外の営利行為(販売・勧誘・派遣事業)などは行わない。
- 3 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は株式会社ケアソルと事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

第14条 高齢者虐待防止に関する事項

事業所は虐待の発生や、その再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じるものとする。

- | |
|-----------------------------------------------------------------------------------------------|
| ①事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。 |
| ②事業所における虐待の防止のための指針を整備すること。 |
| ③事業所において従業者に対し、虐待防止のための研修を定期的に(年1回以上)実施すること。 |
| ④前項(①～③)に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。 |

附則

この規程は、平成25年9月1日より施行とする。

この規程は、平成28年12月12日より施行とする(事業所移転に伴う住所変更)。

この規程は、平成29年5月20日より施行とする(事業所移転に伴う住所変更)。

この規程は、平成30年9月1日より施行とする(職員退職に伴う変更)。

この規程は、令和元年7月1日より施行とする(職員入職に伴う変更)。

この規程は、令和3年10月1日より施行とする(職員入職に伴う変更)。

この規程は、令和4年4月1日より施行とする(可読性向上に伴う構成、表記、体裁の変更)。

この規程は、令和4年10月1日より施行とする(職員退職に伴う変更)。

この規程は、令和6年4月1日より施行とする(第14条の追加)。